志木市本人通知登録申込書

年 月 日

志木市長様

志木市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

<u> </u>				
登録を希望する者 の氏名	フリガナ			
生年月日		年	月	日
住 所	〒			
本籍			筆頭者	
電話番号				

代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人	3 任意代理人
氏 名	フリガナ		
生年月日		年 月 日	
住 所	Ŧ		
電話番号			

- 注1 裏面の内容をよくお読みください
- 注2 各欄に必要事項を記入し、該当するものに○をつけてください。
- 注3 次の書類を提出し、または提示してください。
 - (1) 本人であることを証明する書類(個人番号カード・運転免許証・旅券等)
 - (2) 法定代理人であるときは、(1)の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 - (3) 任意代理人であるときは、(1)の書類のほか、その旨を証明する書類(委任状等)
- 注4 登録者名簿への登録日は、原則として申込み受付日の翌開庁日です。

※次の欄は記入しないでください。

受 付	登 録			本人等の	確認	資 料		
		□ 本人 □ 法定代理 □ 任意代理		個人番号カード 運転免許証 旅券(パスポー その他(h))		
住基入力	戸籍入力	登録期間			年	月	日から	
		備考						

本人通知について

1 この本人通知は、登録した者(以下「登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)全部・一部事項証明書(謄抄本)又は戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者(本人の代理人及び本人等以外の者(国または地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その事実について通知するものです。

ただし、戸籍事項の記載がない住民票の写し(除かれた住民票の写しも同様)や、弁護士や司法書士などの特定事務受任者の請求のうち、裁判手続などに関する住民票の写し等の交付を除きます。

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者または法定代理人に 住民票の写し等の交付通知書を送付します。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ・住民票の写し等の交付年月日
 - ・交付した住民票の写し等の種別及び通数(または件数)
 - ・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別(本人の代理人、本人以外の者)
- 4 登録を希望する者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合、代理人により登録の申込みをすることができます。

代理人による登録の申込みには、次に掲げる書類の提出が必要です。

- (1) 法定代理人による申出の場合(戸籍謄本等)
- (2) 任意代理人による申出の場合(委任状等)
- 5 郵便または信書便による登録の申込みをする場合には、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることを確認することができる書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等で本人の写真が貼付されたもの)の写し(法定代理人による場合は、あわせてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)、任意代理人による場合は、あわせてその旨を証明する書類(委任状等))を同封してください。
- 6 登録を廃止しようとする場合、転出または転居等により登録した内容に変更が生じた 場合は、届出が必要です。
- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は変更の届出をしなかったことにより住民票の写し等交付通知書が返戻されたときは登録を廃止します。